

栂川ダム整備に係る公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成23年10月3日

高松市監査委員	吉田正己
同	山下稔
同	波多等
同	森谷忠造

栂川ダム整備に係る公金支出に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成23年8月4日

3 請求の要旨（原文のまま一部整理）

市上下水道事業管理者が平成22年度栂川ダム建設事業負担金10,370,000円他数十項目の支払をしているが、本ダム建造は、市の実需の199万トンに加え、800万トン容量を洪水対策、渇水備え水、自然な常流水などの、全く、ほとんど実体のない水増をし、加えて、市は多額の（本件）起債を既にしており、県、国も、これまでのダム事業公共工事と同様ほとんどの費用を30～60年計算の公債で賄おうとしている。

したがって、もし市が借金しないと仮定しても、この計画に参画することで、国債発行に加担し、今既に年収（歳入）の20年分もの国債残があるのに、市がこれに加担し、共謀し、国財政の破綻に導く。

今日も、何回目かの行政文書開示請求書を上下水道事業管理者に提出し、ダムของ不当性を追求しているが、私案のように、紙町出水の復活再生をすれば、日量4～6万トンの取水、地下タンク200万トンが、10分の1以下のコストで可能となる。支払金額全額を市長は返済せよ。

規模を4分の1～3分の1くらいに縮小し、身の丈に合った自前のダム、ムダのない80～90点のダムに変更すべきである。

追、又、これからの支払金全額を中止せよ。

（注）椋川ダム築造に関する支払通知書と納入通知兼領収書を事実証明書として添付しているが、その内容は省略した。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、市の平成22年度予算から椋川ダム建設事業負担金1,037万円（以下「本件負担金」という。）を支出したことが、必要のないものとして、違法または不当な公金の支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、市長に対し、上記支出に係る金員を返還させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、平成23年8月29日に、証拠の提出および陳述の機会を設けたところ、請求人は、陳述において請求の要旨の補足説明等を行うとともに、新たな証拠として、事実証明書（省略）を追加提出した。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、都市整備部河港課および上下水道局浄水課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 柵川ダム建設計画の概要とその施工状況

ア 柵川ダム建設の場所

柵川ダムは、香東川総合開発事業の一環として、2級河川香東川水系柵川の市塩江町安原上東において建設中のダムである。

イ 柵川ダムの建設規模

柵川ダムは、有効貯水容量約1,029万立方メートル、堆砂容量を併せた総貯水容量約1,056万立方メートルの重力式コンクリートダムであり、堤高などの概要は下表のとおりである。

堤 高	約88.5メートル
堤 頂 長	約265.5メートル
集 水 面 積	約8.7平方キロメートル
湛 水 面 積	約0.38平方キロメートル
地 質	和泉層群 砂岩・頁岩互層
洪水調節方式	自然調節方式

ウ 柵川ダムの建設目的

柵川ダムは、(A)洪水被害の防止や低減を図る洪水調節機能、(B)川の流れを正常に保つことで、既得の農業用水や生活用水の安定した取水の確保と魚や水辺の動植物の生息・生育の観点からの良好な河川環境の整備・保全を図る機能、(C)異常渇水時においても河川が

正常に機能できる流量を確保するための機能，(D)市に対して新たに日量最大9,000立方メートルの水道水の供給を行う機能の4つの目的を持った多目的ダムである。

エ 椈川ダムの施工主体と市の関係

椈川ダムは，香川県（以下「県」という。）が事業主体として，平成8年度に国から事業採択を受け，整備事業に着手しているものであり，平成11年7月12日に，市と旧3町（香川町，香南町，塩江町）で構成する高松地区広域市町村圏振興事務組合（以下「事務組合」という。）が県との間で「香東川総合開発事業椈川ダム建設工事に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）を締結した上で，事務組合は利水参画者となり，基本協定に基づき，県に対し，利水負担分として全体事業費の16.1パーセントの負担金を支出することとなり，これを実行してきた。その後，近隣町との合併に伴い，事務組合が解散し，市が利水負担分を継承している。

オ 椈川ダムの建設資金とこれに対する市の負担

当初の椈川ダム建設事業（以下「本件事業」という。）に係る全体事業費は480億円に見積もられ，そのうち，市が水道用水分として負担する事業費は，基本協定に基づき，負担率16.1パーセントである77億2,800万円であったが，平成22年9月に，国土交通大臣から，本件事業の事業主体である県に対し，ダム事業の検証に係る検討要請を受け，県においては，同年12月に，学識経験者や関係地方公共団体および利水参画者等で構成する「香川県ダム検証に係る検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が設置され，検討委員会による事業費の点検の結果，全体事業費は385億円へと当初より95億円の減額となり，これに伴い市負担分は約62億円となっている。

なお，市負担分の財源の内訳については，国庫補助金，県費補助金および市の一般会計からの出資金である。

カ 椈川ダム建設の施工状況

平成23年7月現在での本件事業の進捗率は，事業費ベースでは，

全体事業費が480億円から385億円に減額となったことに対し、執行額は66億2,300万円であり、17.2パーセントとなっている。また、工事着手ベースで見ると、用地買収に係る進捗率は99.2パーセントで、付替道路工事に係る進捗率は21.4パーセントとなっているが、栂川ダム本体の工事については未着手の状態である。

なお、ダム建設の完成目標年度は、平成29年度を予定している。

(2) 栂川ダム建設と市の関係

ア 市が栂川ダム建設に関与するに至った経緯

上流に栂川ダムが建設される香東川は、三木町の高仙山に源を発し、市の塩江町を西流し、大滝山に源を発する栂川などと合流し、市の市街地西部で瀬戸内海に注ぐ延長約33.0キロメートルの河川で、その流域面積は約113.2平方キロメートルに及び、その大部分が市であるところ、かねて台風などで洪水が多く発生し、市民に多大な被害をもたらした。その治水事業が求められており、1市5村が大きな被害を受けた昭和13年9月の大洪水を始めとする洪水対策として、昭和28年に内場ダムが完成し、昭和46年からは河道掘削工事等の治水事業が行われてきた。しかし、その後も昭和54年9月の台風16号や、昭和62年10月の台風19号による浸水被害が発生し、沿川の市町では市街化が進んでいたこともあり、洪水被害の増大が懸念され、抜本的な治水対策が望まれていた。

また、水利用については、香東川は古くからかんがい用水や上水道用水等の水源として、広く利用されてきたが、瀬戸内海式気候特有の少雨によって、幾度となく深刻な渇水に見舞われ、市民生活や社会経済活動への多大な影響はもとより、農作物等にも甚大な被害をもたらしてきた状況から、利水開発としての新しい水資源の確保が急務となっていた。

そのような中で、平成元年、市、旧3町（香川町、香南町、塩江町）および香川県内場池土地改良区で構成する「水資源開発協議会」が発足し、平成5年には、「香東川水系ダム建設促進期成会」と名称を改

め、国、県に対し、多目的ダムの早期建設について、積極的に要望を重ねてきた。そして、県において、平成6年度にダム建設に係る実施計画の調査が行われるとともに、国へ採択申請を行った結果、平成8年度に建設事業として国から採択を受けた。その後、(1)のエのとおり、平成11年7月に県と、市が属していた事務組合との間で全体事業費等に関する基本協定が締結され、県が事業主体となって本件事業が進められた。

イ 椴川ダム建設に市が関与する必要性およびその利益

市においては、近年の気象変動による少雨の影響を受け、水道水源の多くを依存している早明浦ダムや内場ダム等の利水安全度が低下し、香川用水の取水制限等が頻発しており、平成6年以降、毎年のように渇水に見舞われていることから、市としては、椴川ダムについて、常時水源はもとより、渇水時における水道用水の安定供給のための緊急水補給容量が確保できる利水安全度の高いダムであると認識している。

一方、市は、自己処理水源の確保対策として、地下水の新規開発を進めており、楠上浄水場で地下水を取水していた。そして、地下水の利用については、昭和50年以前において、紙町周辺では製紙業が盛んであり、その当時は、日量2万立方メートルから3万立方メートルを取水していたため、周辺の地下水位の低下に影響を及ぼす恐れがあることから、昭和57年に県において、香川中央地域における地下水源の保全・涵養および地下水の適正かつ合理的な利用を推進することを目的として、香川中央地域地下水利用対策協議会を設立し、高松地域では地下水取水基準が1井当たり日量700立方メートルと制限されたことや、昭和49年に香川用水が通水したことにより、楠上浄水場を休止した。また、その後、周辺の製紙業者が廃業した事情などにより、地下水位は回復しているものの、平成20年度の県の地下水調査結果等によれば、日常的に大量に取水すると、再び地下水位が低下すると指摘されていることなどから、常時取水は難しい状況となっている。

このような中で、市は、平成15年度および16年度に実施した地下水源開発調査の結果に基づき、平成17年度に、地下水の比較的豊富な西ハゼ町の奥の池周辺井戸および奥の池貯留水を有効活用するための「奥の池，周辺井戸水運用計画」を策定し、地下水を渇水時の貴重な水源と位置付け、通常時においては、奥の池から取水する予定の日量5,000立方メートルに加え、渇水時には、西ハゼ町周辺の浅井戸から日量2,000立方メートルと、深井戸から日量3,000立方メートルを合わせ、平成26年度を目途に最大日量1万立方メートルを取水する計画で、現在、深井戸の試掘，調査等を実施しているところである。

しかし、市は、独自でこのような地下水の開発を推進しているものの、県によるダム事業の検証の結果、柵川ダムの代替案にはなり得ないと評価されており、この観点からも本件事業への参画の有用性を認識している。

ウ 柵川ダム建設に対する市の関与

市は、基本協定に基づき、当該年度に要した本件事業費に対する負担として、利水負担分の負担金を支出して県に支払っているが、平成22年9月に、国から事業主体である県に対し、ダム事業の検証に係る検討要請があったことを受け、同年10月には、県から利水参画者である市に対し、利水の観点から、「ダム事業参画継続の意志」、「開発必要水量の確認」、「利水代替案」などについて、検討を行うよう要請があった。

それに対し、市は、平成23年3月に塩江簡易水道事業を上水道事業に統合するための国への認可申請時における水需要予測では、大口需要者を始め、市民の節水意識の高揚や、節水機器の性能向上と普及などにより、水需要は減少傾向にあるものの、計画最終年度の平成42年度では、1日最大計画給水量12万3,400立方メートルに対し、渇水時における水源は、10万2,000立方メートルとなっており、この供給能力に、柵川ダム開発水量日量9,000立方メートルを加えても、水量は11万1,000立方メートルとなり、なお、1万2,400立方メートルが不足するという結果をみている。

このようなことから、市は、椀川ダムの建設については、平成23年3月に、県に対し、市が必要水量である日量9,000立方メートルでの利水参画を継続する旨回答するとともに、可能な限りのコスト縮減に努め、工期については、現計画から大きく遅れることなく早期に完了するよう要望しており、今後においても、本件事業への参画継続の意思を伝えている。

(3) 市における本件負担金の支出状況

ア 本件住民監査請求の対象となった本件負担金の額の算定

平成22年度において市が県に支出した事業負担金は、平成21年度繰越分を含めた本件事業費3億2,600万円の16.1パーセントに相当する5,248万6,000円であり、この金員が市水道局(現市上下水道局)から県に支出されている。

また、この事業負担金の財源の内訳は、まず支出額5,248万6,000円から市単独事業費である旧塩江町分408万2,000円を差し引いた補助基本額4,840万4,000円に対して、国からの水道水源開発等施設整備費国庫補助金が補助率3分の1の1,613万4,000円、県からの香川県水道水源開発施設整備費県費補助金が補助率25.34パーセントの1,226万6,000円、また、市の一般会計出資金として、本件請求の対象となっている負担金1,037万円を含む2,408万6,000円である。

なお、これらの金額確定の根拠となる積算基礎数値については、次表のとおりであり、また、市の一般会計出資金の財源の内訳については、椀川ダム整備事業出資債770万円および一般財源1,638万6,000円である。

<市の事業負担額の財源内訳>

単位 千円

名 称	平成 21 年度 繰越分	平成 22 年度分	平成 22 年度 支出額(合計)
椀川ダム整備事業費(全体)	169,000	157,000	326,000
市事業負担分(16.1%)	27,209	25,277	52,486
国庫補助金	8,364	7,770	16,134
県費補助金	6,359	5,907	12,266
高松市出資金	12,486	11,600	24,086
(旧水道用水供給事業分)	(10,370)	(9,634)	(20,004)
(旧塩江町分)	(2,116)	(1,966)	(4,082)

< 国庫補助および県費補助の額の算定 >

単位 千円

名 称	平成 21 年度 繰越分	平成 22 年度分	平成 22 年度 支出額(合計)
補 助 基 本 額	25,093	23,311	48,404
国 庫 補 助 金 (1 / 3)	8,364	7,770	16,134
県 費 補 助 金 (25.34%)	6,359	5,907	12,266
高松市出資金 (旧水道用水供給分)	10,370	9,634	20,004

注 補助基本額 = 市事業負担分 - 高松市出資金 (旧塩江町分)

イ 支出事務の執行状況

市は、本件負担金の支出について、市上下水道局から納入通知書および納入通知書兼領収書の提出を受けた後、それらの内容を精査した上で、その支出に当たり、高松市会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、事業負担金に係る執行伺を起案し、当該事項の決裁者である市長の決裁を受けている。そして、支出負担行為伺を起案し、当該事項の専決者である河港課長の決裁を受けた後、支出命令に係る支払通知書を作成し、当該命令の決裁者である河港課長の決裁を受け、出納室での審査を経て、負担金を支出している。

(4) 本件負担金支出の適法性・妥当性に関する市の認識

市は、本件事業計画について、利害関係者として本件事業に関与していることから、(2)のウのとおり、県からの要請ではあったものの、椋川ダムからの取水量について再度検証し、新規水道用水の確保という観点については、本件事業の計画は妥当であると認識している。

一方、それ以外の本件事業計画の積算については、事業主体である県が担当している案件であるが、本件事業計画は、県が、(A)昭和28年の内場ダム完成後において、香東川の岩崎橋下流で被害が発生した主な洪水は、昭和50年に発生したほか、香東川沿川では、市街化の伸展により、平成2年、10年、16年と台風による出水等で家屋や農地の浸水被害が発生し、平成2年や16年の出水時には、河口の郷東橋付近で堤防の安全性が確保できる危険水位を超えるなど、被害は増加の傾向にあったことから、ダム建設により、治水機能が維持できること、(B)既得の水利権水量を取水可能とした上で、河川維持用水として、動植物の生育・生息環境や流水の清潔の保持、景観等

を総合的に考慮して、魚類が産卵や移動のために必要となる水量を確保できる量であること、(C)平成6年に代表されるような異常渇水時においても、必要最低限の既得用水や河川維持用水の確保を可能とすることにより、渇水被害を軽減し、渇水時には利水安全度が維持できることなどを勘案した上で、適正に積算しているものと認識している。

そして、(1)のオのとおり、県においては、平成22年9月に、国からのダム事業の検証に係る検討要請を受け、同年12月に検討委員会を設置し、会議が4回開催されており、平成23年7月12日に開催した第4回検討委員会では、パブリックコメントや地元説明会での意見集約についての報告があったほか、各委員から意見を受ける中で、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って治水・利水の両面から検討した結果、「柵川ダム事業を継続実施とする県の対応方針は妥当である」との審議結果が取りまとめられたものである。

また、平成23年7月25日には、県の諮問機関である平成23年度第1回香川県公共事業再評価委員会(以下「再評価委員会」という。)における審議の結果、「柵川ダム事業を継続実施とする県の対応方針は妥当である」との答申を受け、県においては、国に対し、同月29日付けで、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って、「最も優位である現計画(柵川ダム)を継続して事業を進める」との報告がなされている。

これらのことから、市は、本件事業は、正当な積算に基づく必要性の高い事業であり、本件負担金の支出は妥当であると認識している。

さらに、市は、本件事業に対する負担金については、水道事業会計への財政の圧迫と水道料金への影響が懸念されることを考慮し、毎年、市議会の予算議決を経て、一般会計で予算措置することとしており、水道局(現上下水道局)から、基本協定に基づく柵川ダム建設費の市負担分としての請求を受け、出資金により水道局(現上下水道局)に

支出してきたものであり、市は、本件負担金の支出は正当な請求に基づく適正な支出であり、その手続も適正であると認識している。

2 監査委員の判断

(1) 栂川ダム建設に対する市の関与の適法性・妥当性について

請求人は、市においては、かねて自己処理水源の確保対策として、地下水の開発を進めており、栂川ダムほどの大規模なダムを建設しなくても、十分に水資源を確保することができるので、市が栂川ダム建設に関与し、そのために多額の公金を支出することは、違法ないし不当であると主張しているため、まずこの点について検討する。

栂川ダムは、「監査により認められた事実」(1)で明らかにしたとおり、そもそも、県が、自ら事業主体となって、(A)洪水被害の防止や低減を図る洪水調節機能、(B)川の流れを正常に保つことで、既得の農業用水や生活用水の安定した取水の確保と魚や水辺の動植物の生息・生育の観点からの良好な河川環境の整備・保全を図る機能、(C)異常渇水時においても河川が正常に機能できる流量を確保するための機能、(D)市に対して新たに日量最大9,000立方メートルの水道用水の供給を行う機能の4つの目的を持って、建設を計画し、平成8年度に国から事業採択を受け、整備事業に着手したものであり、市は、「監査により認められた事実」(2)で明らかにしたとおり、水道用水確保の観点から、平成11年に県と基本協定を締結し、利水参画者として、これに関与するようになったものである。

上流に栂川ダムが建設される香東川は、三木町の高仙山に源を発し、市の塩江町を西流し、大滝山に源を発する栂川などと合流し、市の市街地西部で瀬戸内海に注ぐ延長約33.0キロメートルの河川で、その流域面積は約113.2平方キロメートルに及び、その大部分が市の領域であり、その流域の市民は、その流水をかんがい用水や上水道用水などの水源として、広く利用してきているものであるが、これまで、台風期の豪雨による災害が多発し、農作物等に甚大な被害をもたらすなどの状況が発生する反面、瀬戸内海式気候特有の少雨によって、

深刻な渇水に見舞われることも多く、その利水には市民生活や社会経済活動の上で多大な影響を与えており、市にとっては、その治水対策や水資源確保が重要な課題となっている。

香東川を管理する県やその流域の行政を担う市は、これまで香東川の洪水による災害発生の都度、治水対策や災害復旧工事に全力を注いできたが、いまだ十分な対応をすることができず、抜本的な治水対策の実施が望まれる状況にある。

一方、利水については、待望の早明浦ダムや香川用水の完成後も、近年の気象変動による少雨の影響により、香川用水の取水制限が頻発し、その利水安全度が低下し、市民生活や地域社会の経済活動に多大な影響を及ぼす機会が多くなっており、利水開発としての水資源確保が喫緊の課題となっている。

これらの課題を解決する抜本的な対策として、県が柵川ダムの建設に踏み切り、国がこれを事業採択し、市が、これを利水に活用すべく、その建設に関与するに至ったものであり、その建設に対する検証を担当した検討委員会や再検討を担当した再評価委員会が、いずれも建設是認の審議結果を出していることが証左しているとおおり、その建設は、時宜に適い、極めて有用なものであることが認められ、市がこれに関与することは有意義であり、何ら違法・不当な点は見当たらないものと判断する。

したがって、市が、柵川ダム建設に関与し、これによって相応の利益を受けることを考えれば、その建設に要する費用を相応に負担するのは当然のことと言わなければならない、その金額が適正なものである限り、その負担金を公金から支出することに何らの問題はなく、適法かつ妥当なものと認められる。

なお、請求人は、この点に関し、市は、地下水の開発によって水資源の確保は十分に賄え、柵川ダムのような大規模ダムの建設に関与する必要はないと主張している、次に、この点につき付言する。

市による地下水の開発については、「監査により認められた事実」

(2)のイで明らかなおりに、紙町周辺の地下水位の低下に影響を及ぼすことから、高松地域における地下水取水基準が1井当たりで日量700立方メートルに制限されていることや、昭和49年の香川用水の通水により、地下水を取水していた楠上浄水場を休止し、さらには、平成20年度の県の地下水調査結果等から日常的に大量に取水することにより、再び地下水位が低下するとの見解を踏まえ、市が、自己処理水源の確保対策として、奥の池周辺において新たな地下水の開発を進めていることは請求人の主張のとおりであるが、県のダム検証において、その地下水開発は、椋川ダムの代替案にはなり得ないと評価され、市の本件事業への参画は妥当であると認められており、地下水の開発を進めていることをもって、市が本件事業に関与する必要はないとする請求人の主張には理由がないと言わざるを得ない。

さらに、「監査により認められた事実」(2)のウで明らかなおりに、平成22年9月に、国から事業主体である県に対し、ダム事業の検証に係る検討要請があった後、同年10月には、県から利水参画者である市に対し、利水の観点から、「ダム事業参画継続の意志」、「開発必要水量の確認」、「利水代替案」などについて、検討を行うよう要請があり、市は、平成23年3月に塩江簡易水道を上水道事業に統合するために国の認可申請時における水需要予測において、大口需要者を始め、市民の節水意識の高揚や、節水機器の性能向上と普及などにより、水需要は減少傾向にあるものの、計画最終年度の平成42年度において、市の渇水時における水源は椋川ダム開発水量日量9,000立方メートルを加えても、1日最大計画給水量に不足を来すことになるという結果が出されていることを考えると、市が、本件事業への参画を継続することは当然なことであることが認められ、何ら問題はないものと判断できる。

以上の検討から明らかのように、市が本件事業に関与することの有
用性・妥当性は十分に認められ、何ら違法なものはないものと判断されるので、この点に関する請求人の主張は何ら理由がないものと言わ

なければならない。

(2) 市による本件負担金支出の適法性・妥当性について

次に、請求人は、栂川ダム計画貯水容量には、「洪水対策」、「渇水備え水」、「自然な常流水の正常な機能の維持」などとして約800万トンの容量が水増しされており、栂川ダムは全く実体のない不当な積算により計画されたダムであるので、その実施のために市が本件事業負担金を支出することは、必要がなく、違法または不当な公金の支出に当たると主張しているため、この点について検討する。

市は、「監査により認められた事実」(4)で明らかとなっており、栂川ダム建設の事業計画について、利水参画者として本件事業に関与しているものであり、関与後に県からの要請により、栂川ダムからの取水量について再度検証したが、その結果、新規水道用水の確保という観点については、栂川ダム建設の事業計画は妥当であると判断しており、栂川ダム完成後において、必要水量である日量9,000立方メートルの水道用水の供給が確保できる状況が認められ、市の利水に関して、請求人が主張する積算上の水増しは一切認められない。

一方、新規水道用水の確保以外の積算については、「監査により認められた事実」(4)で示したとおり、市は、事業主体である県が、洪水や浸水被害の件数、魚や水辺の動植物の生育・生息環境や流水の清潔の保持、景観等を総合的に考慮した必要水量の確保、渇水被害の軽減や渇水時における利水安全度の維持などの観点から、適正に積算しているものと認識しているものの、これらは事業主体である県が担当する案件であり、市は、その積算の妥当性について検証する立場になく、その是非を検証することはできない。

しかし、「監査により認められた事実」(4)で明らかとなっており、県において、平成22年9月の国からのダム事業の検証に係る検討要請を受け、同年12月に検討委員会を設置し、同会議において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って治水・利水の両面からの検討を行ってもらった結果、「栂川ダム事業を継続実施するとする県の対応方針は妥当である」との審議結果が取りまとめ

られており、さらに、平成23年7月の再評価委員会における審議の結果でも、「栂川ダム事業を継続実施するとする県の対応方針は妥当である」との答申を受けていることを踏まえると、市においても、本件事業は正当な積算により計画されているものと認識したことには、妥当性が認められる。

そうすると、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない、その主張は失当であると判断する。

本件負担金の支出は、前項で明らかなおお、市が栂川ダム建設に関与したことに何ら違法・不当な点がなく、その関与に相応の負担としてなされたものであり、その支出自体は当然の負担として適法かつ妥当なものであると判断する。

そして、市が支出した本件負担金の額については、「監査により認められた事実」(3)のアで明らかなおお、基本協定や、国および県からの補助金の補助率を踏まえ、適正に算定されたものであり、適正かつ相当なものと認められ、その支出事務についても、「監査により認められた事実」(1)のエおよびオならびに(4)で明らかなおお、市は、県との間で全体事業費等に関して基本協定を締結した上で、市が水道用水分として、負担率16.1パーセントの事業負担金を支出しているものであるが、この負担金の支出が、水道事業会計への財政の圧迫と水道料金への影響が懸念されることを考慮し、毎年、市議会の予算議決を経て、一般会計で予算措置することとし、水道局（現上下水道局）から、基本協定に基づく栂川ダム建設費の市負担分としての請求を受け、出資金により水道局（現上下水道局）を通じて支出する配慮をなし、「監査により認められた事実」(3)のイで明らかなおお、会計規則に基づき、適正な事務手続により本件負担金を支出していることが明らかであり、その金額および支出手続においても、何ら違法・不当な点は見当たらない。

なお、請求人は、本件負担金のほか数十項目の支出がある旨主張しているが、本件負担金以外の支出は全く特定されておらず、その当否を判断することはできない。

以上，検討のとおり，請求人の主張はいずれも理由がなく失当である。
よって，本件措置請求には理由がないものと判断する。